

玉名市都市計画審議会運営要領

令和3年6月1日施行

(目的)

第1条 この要領は、玉名市都市計画審議会条例（平成17年条例第146号。以下、「条例」という。）第11条の規定に基づき、玉名市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審議会の会議の招集は、開催予定日の30日前までに文書をもって委員に通知するものとする。

2 委員は、審議会に出席することができないときは、その旨を開会時刻までに会長に届出なければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開することとし、公開の方法は、会議の傍聴及び議事録等の公表によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の全部及び一部を非公開とする。

(1) 議事内容が玉名市情報公開条例（平成17年条例第12号）第7条に規定する不開示情報に該当すると認められるとき。

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき。

2 前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、会長又は委員の発議に基づき審議会に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。

3 傍聴を希望する者は、会議の開会時刻の30分前までに会長に申し出なければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(議事進行)

第4条 議事の進行は会長が行い、委員は円滑な議事の進行に協力しなければならない。

(書面会議)

第5条 会長は、災害、疫病その他の事由により委員を招集して会議を開催することが困難であると認めた場合において、議事内容が次の各号のいずれにも該当するときは、書面表決書（別記様式第1号）により委員の意見を徴し、又は可否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えること（以下「書面会議」という。）ができるものとする。

(1) 良好な都市形成の根幹に関わるような重要なものでないこと。

(2) 議案等により明確に理解できるものであること。

(3) 審議会の議決の遅滞により、都市計画決定等の手続に支障が生じるものであること。

第6条 会長は、書面表決書の提出期限の30日前までに、議案書、書面表決書及び参考図書等を委員に送付するものとする。

2 委員は、書面表決書の提出期限の15日前までに、議事の内容について書面により質疑等を行うことができる。この場合において、会長は、書面表決書の提出期限までに全ての委員に対し質疑等の内容及び回答内容を書面により周知しなければならない。

- 3 委員は、定められた期限までに、各議事に関する可否の表記及び委員の自筆署名がある書面表決書を会長に提出しなければならない。この場合において、期限内に委員の2分の1以上からの書面表決書の提出が無いときは、書面会議は成立しないものとする。
- 4 議事は、書面表決書を提出した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事録)

第7条 会長は、会議ごとにその議事録を作成し、あらかじめ指名した委員2人とともに署名するものとする。

(議事録の公表)

第8条 前条に規定する議事録は、条例第10条に規定する庶務担当課に備え付け、一般の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。ただし、第3条第1項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、この限りでない。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。